

# 公共事業労務費調査 (平成21年10月調査)の実施

国土交通省総合政策局建設市場整備課

よしの まこと  
課長補佐 吉野 睦

1

## はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」として、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省および国土交通省（以下「二省」という）では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という）を決定するため、公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査しています。

労働者の賃金の支払い実態は、労働基準法において調製、保存が義務付けられた賃金台帳等を元に把握しているものであり、その調査方法については、よりの確に賃金の支払い実態を把握するための所要の改善を行っています。平成22年度労務単価を決定するため、平成21年10月調査を実施しますが、本稿ではその実施方法と今年度の変更点等を紹介します。

2

## 労務費調査実施方法の概要

### (1) 調査対象工事

翌年度から適用する労務単価を決定するために、労務費調査においては、原則として10月の賃金の支払い状況を調査しています（図 1 参照）。

最初に、調査対象工事の選定のため、二省が関係する直轄事業、補助事業、都道府県、政令指定都市および二省が所管する独立行政法人等の事業から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として、無作為に調査対象工事を抽出します。

調査対象工事においては、調査月の10月に当該工事に従事したすべての建設労働者の賃金を、51の調査対象職種の区分に基づいて調査しますが、所属、勤務する会社の規模や下請次数の制限はなく、調査対象職種に分類されるすべての建設労働者が労務費調査の対象です。

調査対象となった会社（元請会社、下請会社等）では、労働基準法により調製が義務付けられている賃金台帳等から、労務費調査の調査票に賃金等の情報を転記します。そして、調査対象となった会社は、調査票を関連する書類や資料とともに会場調査に持ち込みます。会場調査において

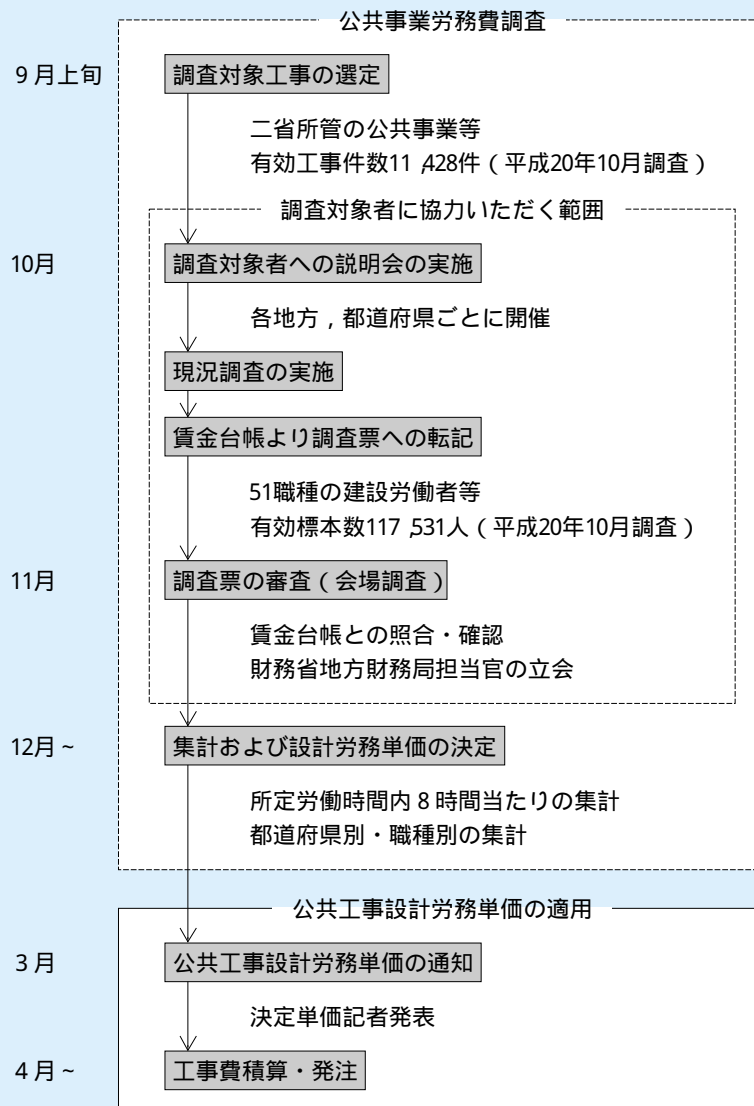


図 1 公共事業労務費調査の流れ

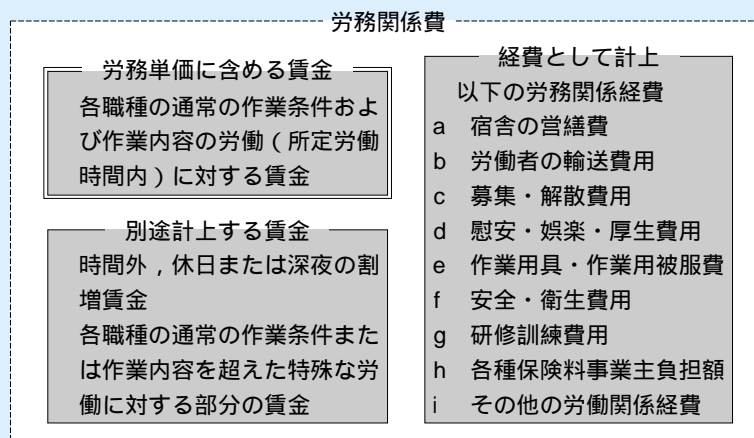


図 2 公共工事の積算における労務関係費

は、調査員が調査票に転記された賃金、職種の分類、労働時間等の記載内容を、事前に実施された調査対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査の結果や、調査票とともに持ち込まれた健康保険および厚生年金保険の支払い証明類、資格免許類、賃金台帳等の各種書類と照合および確認を行い、さらに調査員からのヒアリングにより正確に賃金の実態を把握します。

## (2) 労務単価の概要

一般に労務関係費といわれる費用には、賃金のほかにもさまざまな経費が含まれています(図2)。労務単価は、賃金の中の基本給相当額、基準内手当、臨時の給与(賞与等)、実物給与を含みますが(図3)、時間外、休日または深夜の割増賃金、通常の作業条件および作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は含みません。このほか、労務単価に含まれない労務関係経費は、積算においては現場管理費等の諸経費で別途計上されています。

## (3) 労務単価の留意事項

労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分留意して利用する必要があります。

- ① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ② 所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費(法定福利費の事業主負担額等)、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの前述の労務単価の意味を十分に理解の上で取り扱う必要があります。さらに、例えば交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費および一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取り扱いを図る必要があります。



## 平成21年10月調査について

- ① 労務費調査では、調査の精度や透明性を高めるために、毎年度調査の改善を進めています。平成20年10月調査においては、「平成21年度公共工事設計労務単価のあり方検討会」(以下「あり方検討会」という)の議論も踏まえ、調査の適正化を行いました。

### 1) 資格審査の厳格化

労務単価全51職種のうち、免許等の資格保有が義務付けられている電工、運転手(特殊)、運転手(一般)、潜水工、交通誘導員Aについては、免許証等の写しの提示を必要としました。

### 2) 一人親方の実態把握方法の明確化

いわゆる一人親方となる就労形態の労働者については、経費を含んだ額で対価(請負額)が支払われていますので、経費を分離する方法として、所得税の確定申告に用いる資料等、必要な資料を明示しました。

### 3) 資料の不備等の通知

労務費調査では、調査内容の根拠を示す資料

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \text{②基準内手当} + \underbrace{\text{③臨時の給与} + \text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図 3 労務単価の構成

に不備が見られたり、労働基準関連法遵守に疑いがある標本については棄却していますが、調査対象者が棄却理由を認識し、翌年度以降の労務費調査までに改善が行われるとともに、棄却率の低下を図るため、調査対象者に返却する資料に棄却理由を明記し、通知しました。

#### 4) 補足調査等

今後の労務費調査実施方法の改善に向けた基礎資料の収集のため、下請次数、保有資格、職種の兼務、就業地域、建設労働以外からの収入等について、補足調査を実施しました。

- ② 平成21年10月調査においても、引き続きあり方検討会の報告に基づいた適正化を図るとともに、労務費調査の実施方法の改善に向けた調査、検討を講ずることとしています。なお、特に注意が必要な点および変更点は以下のとおりです。

##### 1) 補足調査

新たに、年金等の受給、調査対象工事以外の工事への従事状況、月給制労働者の不稼働日数、割増賃金の支払い状況等を把握、確認します。

##### 2) 年金等の受給確認

老齢厚生年金（在職老齢年金）および高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金および高年齢再就職給付金）について、労働者の受給状況を確認するため、各種通知書等の提示を受けます。

##### 3) 職種の分類

労務費調査においては、個々の労働者の作業、労働内容を踏まえて職種を分類しますが、作業、労働内容が調査対象職種（51職種）に該当するか、世話役、一般技能労働者および作業員のいずれかに該当するか、調査対象外となる見習いおよび手元ではないか等について確認を行い、適切な職種の分類を行う必要があります。会場調査においては年齢、経験年数等を参考にヒアリングを行い、世話役および一般技能労働者に必要な相当程度の技能を各労働者が有しているか、確認を行います。

#### 4) 厚生労働省と連携した説明会の実施

一部の労務費調査説明会場において、厚生労働省の担当者より労働基準関係法令の基本事項について説明を行い、労働基準関係法令の遵守および就業規則の整備の必要性等について周知に努めるとともに、棄却標本数の減少を図ります。

#### ③ その他実施する主な事項

労務費調査では、賃金台帳や就業規則を調査票の記載事項の確認資料としているため、これらが整っていない場合は無効標本として扱われます。無効標本が多い場合、調査対象工事を増やし、多くの建設労働者を対象に調査を実施しなければ必要な有効標本数を確保できなくなることから、棄却標本数の減少に向けた取り組みが重要です。

厚生労働省と連携した説明会を実施するほかにも、厚生労働省および関係業界団体の協力を得ながら作成した賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料集「有効回答の向上対策について」や、「調査の手引き」、「調査票」および「手当の逆引き」等を国土交通省のホームページに掲載し、調査にかかる労力の低減および有効標本の増加を図ります。

## 4 おわりに

労務費調査は、調査対象となった会社の皆様をはじめ、関係各位の多大な協力により実施しており、厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めるとともに、「個人情報保護法」等に鑑み、個人情報の取扱いには今まで以上に十分配慮してまいりたいと考えます。

今後とも、労務費調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 【参考URL】

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000217.html)  
「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」